

「地盤汚染対応技術検討委員会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「地盤汚染対応技術検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この委員会は、独立行政法人土木研究所、(財)土木研究センター及び民間21社の共同研究「地盤環境の性状保全型建設技術の開発(以下、「共同研究」という。)」の成果技術の向上及び普及の促進を通じて良好な社会資本の効率的な整備に貢献することを目的とする。

(業務内容)

第3条 委員会は前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- ①「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」(以下、「本マニュアル」という。)の普及と改訂
- ② 地盤汚染にかかわる技術的支援
- ③ 地盤汚染にかかわる事例の収集・分析
- ④ その他、研究会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 委員会には、前条の業務を効果的に推進するために次の組織を置く。

- ① 総会
- ② 幹事会
- ③ 技術分科会
- ④ 広報分科会

2. 会員は前項③及び④の両方か、いずれか一方に参加することとする。

(委員の委嘱)

第5条 前条第1項に規定する各会の長及び副長は、総会の承認により、(財)土木研究センターの理事長(以下、「理事長」という。)が委嘱依頼するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、(財)土木研究センター内に置く。

第2章 会員

(会員)

第7条 委員会の会員は、共同研究の参加会社及び入会が認められた会社及び組織で、第2条の目的に賛同するものとする。

(入会手続き)

第8条 入会を希望するものは、以下の手続きをしなければならない。

2. 共同研究に参加していたものは、入会届(別紙-1)を事務局に提出するものとする。
3. 前項以外のものは、入会届(別紙-1)を事務局に提出し、総会の承認を得なければならない。また、

別途細則に定める入会費を納入するものとする。

(会員の職務)

第9条 会員は、第2条の目的及び第3条の業務の推進に努めるものとする。

2. 会員は、委員会の諸活動に積極的に参加協力するものとする。
3. 会員は、地盤汚染対応技術の向上のため、業務上の秘密に抵触しない範囲で積極的に施工事例や新技術の紹介などの情報を提供するものとする。
4. 活動を通じて知り得た秘密にすべき技術情報、営業情報等を会員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。

(退会手続き)

第10条 退会は、退会届(別紙-2)を事務局に提出することにより、退会することができるものとする。

2. 会員がこの委員会の目的若しくは業務を妨げ、又は名誉を著しく傷つける行為をしたときは、委員会の議決により、その会員を退会させることができる。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、第7条の会員から各1名の出席をもって構成する。

2. 総会には、委員長1名、副委員長1名及び顧問を置くものとする。
3. 会員以外で委員長が必要と認めたものについては、総会の承認により、理事長が顧問として委嘱依頼する。
4. 顧問は総会に対して助言を行うことができるが、表決権を有しないこととする。
5. 委員長、副委員長、顧問の任期は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。なお、任期途中で交代した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(総会の開催)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年1回一定の時期に開催するものとする。

2. 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき、開催するものとする。
3. 総会は、委員長が召集する。

(議長)

第13条 総会の議長は、委員長又は副委員長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 総会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、出席委員に委任して表決権を行使することができるものとし、この場合においては、出席したものとみなす。

(議決)

第15条 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(業務内容)

第16条 総会は、次の業務を行う。

- ① 事業計画及び収支予算の決定
- ② 事業報告及び収支決算の承認
- ③ 第4条に規定する各会の長、副長及び顧問の承認
- ④ その他、委員会に関する重要事項

第4章 幹事会

(構成)

第17条 幹事会は、第4条に規定する各分科会の会長及び委員会で承認された者をもって構成する。

2. 幹事会には、幹事長1名及び副幹事長若干名を置くものとする。
3. 幹事長、副幹事長の任期は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。なお、任期途中で交代した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(幹事会の開催)

第18条 幹事会は、幹事長が召集する。

(業務内容)

第19条 幹事会は、次の業務を行う。

- ① 事業計画及び収支予算書(案)のとりまとめに関する事項
- ② 事業報告及び収支決算書(案)のとりまとめに関する事項
- ③ 運営に関する企画立案に関する事項
- ④ 技術分科会と広報分科会との連絡調整に関する事項
- ⑤ その他、運営に関する事項

第5章 技術分科会

(構成)

第20条 技術分科会には、分科会長1名及び副分科会長若干名を置くものとする。

2. 分科会長、副分科会長の任期は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。なお、任期途中で交代した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(技術分科会の開催)

第21条 分科会は、分科会長が召集する。

(業務内容)

第22条 技術分科会は、次の業務を行う。

- ① 本マニュアルの改訂に関する事項
- ② 地盤汚染にかかわる事例の収集、分析に関する事項
- ③ その他、技術に関する事項

第6章 広報分科会

(構成)

第23条 広報分科会には、分科会長1名及び副分科会長若干名を置くものとする。

2. 分科会長、副分科会長の任期は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。なお、任期途中で交代した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(広報分科会の開催)

第24条 分科会は、分科会長が召集する。

(業務内容)

第25条 広報分科会は、次の業務を行う。

- ① 対外的な講習会の実施等の本マニュアルの普及、広報活動に関する事項
- ② 対外的な要請に対する対応に関する事項
- ③ その他、広報に関する事項

第7章 運営方法

(運営資金)

第26条 この業務の運営資金には、以下の経費を充てるものとする。

- ① 第8条に規定する入会金
- ② その他の雑収入

(会計年度)

第27条 委員会の会計年度は毎年4月1日を始まりとし、翌年3月31日を終わりとする。

第8章 業務計画および業務報告

(業務計画書の提出)

第28条 業務計画及び収支予算書(案)は、毎年各分科会が作成し、幹事に提出するものとする。

2. 前項により提出された業務計画及び収支予算書(案)は、幹事会において審議しとりまとめ後、総会に提出し、その承認を得て決定するものとする。

(業務報告)

第29条 業務報告及び収支決算書(案)は、毎年各分科会が作成し、幹事に提出するものとする。

2. 前項により提出された業務報告及び収支決算書(案)は、幹事会において審議しとりまとめ後、総会に提出し、その承認を得て決定するものとする。

第9章 監査

(監査)

第30条 本会は、監査人2名以上を置くものとする。

2. 監査人は、総会で指名する。
3. 監査人は、毎年幹事会及び分科会の経理について監査し、委員会においてその収支状況を報告するものとする。

第10章 その他

(雑則)

第31条 本規約により難い事由が生じた場合、総会で別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成16年4月1日より実施する。

以上

平成 年 月 日

地盤汚染対応技術検討委員会 殿

会 社 名

代表者名

印

入 会 届

当社は、地盤汚染対応技術検討委員会の趣旨に賛同し、貴会の規約を承諾のうえ入会致したく、ここにお届け致します。

なお、当社の担当者を下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 担当者氏名

1. 所属部署名

1. 連絡先住所

1. 電 話 番 号

1. FAX番号

平成 年 月 日

地盤汚染対応技術検討委員会 殿

会 社 名

代表者名

印

退 会 届

当社の都合により、貴会を退会致しますので、ここにお届け致します。
今後とも宜しくお願い申し上げます。